

議案第 36 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例（平成 29 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市子ども医療費助成条例

第 1 条中「小児に係る」及び「小児の」を「子どもの」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項各号中「小児」を「子ども」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「小児」を「子ども」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 3 条第 1 項中「小児であって前条第 5 項第 1 号」を「子どもであって前条第 4 項第 1 号」に改め、「保護者」の次に「（これに準ずるものとして市長が認める者を含む。）」を加え、同条第 2 項中「小児」を「子ども」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象者の監護する小児」を「子ども」に改め、「（小児のうち児童等以外の者（以下「継続入院小児」という。）にあつては、入院に係る医療費に限る。）」を削る。

第 5 条中「（継続入院小児を監護する者を除く。）」を削る。

第 6 条第 1 項中「その監護する小児」を「子ども」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条から第 6 条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（小田原市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

- 3 小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 33 号）の一部

を次のように改正する。

別表第1の1の項及び別表第2の1の項中「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改める。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

子どもの医療費助成制度の対象年齢を18歳までに拡大するため提案するものであります。